

# 《定期予防接種(A類疾病)相互乗り入れ時の留意事項》

## 【接種前】

1. 接種者が相互乗り入れを実施している市町村の対象者であるか・対象年齢であるかご確認ください。
2. 定期予防接種は、**当該市町村内での接種が原則**であり、相互乗り入れの対象者は、『医学的理由により接種機会を逃した者』、『かかりつけ医又は主治医が住所地市町村外にいる者』となっております。
3. **予診票は、被接種者が居住する当該市町村のものを使用**し、紛失したり持参されなかった場合、**接種前に居住する市町村担当者にご照会**ください。
4. 乳幼児に接種する際は、**必ず健康保険証と母子健康手帳を確認**のうえ、**二重接種の防止**を徹底してください。なお、**母子健康手帳を持参されなかった場合は、接種を行わない**ようにお願いします。(ただし、児童・生徒は、カード等で代替可としている市町村もありますので、市町村毎にご確認ください。)
5. 相互乗り入れは、個別接種となりますので、**ワクチン等は必ず医療機関で購入してください。**

## 【接種後・提出時】

1. 予診票（問診、**医師署名（ゴム印の場合は必ず押印すること。）**、保護者署名等）の記入漏れが多くみられます。必ずご確認くださいのうえ、ご提出ください。
2. 医療機関から県医師会への報告は、様式1の実施報告書を用いて**毎月7日迄**に前月分を市町村番号の早い順に並び替え、市町村ごとに取りまとめのうえ、一括して送付ください。また、**報告が遅れた場合は、市町村からの支払いができないこともありますので報告書は、早めにご提出ください。**
3. 報告書には、**予診票の原本**を添付してご提出ください。
4. 市町村から入金された接種料金は、後日、県医師会から各医療機関宛に送金します。なお、**事務手数料は、一件につき50円**です。(口座に変更がある場合は、必ず県医師会へご連絡ください。)
5. ご不明な点については、各市町村担当者又は県医師会・地域保健課（TEL:099-254-8121）宛てにご照会ください。

※お手数をお掛けしますが、趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い致します。